

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成 25 年 3 月 29 日

京都市長 門 川 大 作

第 1 条中「(観光政策監を含む。以下同じ。)」を削る。

別表第 1 局長及び担当局長（文化市民局スポーツ担当局長，保健福祉局介護・医療担当局長，都市計画局土木技術担当局長及び建築技術担当局長並びに建設局土木技術担当局長を除く。）の項中「，保健福祉局介護・医療担当局長」を削り，「建設局土木技術担当局長」を「建設局防災・減災担当局長」に改める。

別表第 2 環境政策局長の項中第 2 号を第 3 号とし，第 1 号を第 2 号とし，同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 環境衛生指導員及び技術管理者の命免に関する事。

別表第 2 行財政局長の項第 1 号から第 3 号までの規定中「人材活性化政策監」を「人材育成政策監」に改める。

別表第 2 組織・人事担当局長の項第 1 号中「第 8 号」を「第 7 号」に，「第 11 号」を「第 10 号」に改め，同項第 3 号中「地球環境政策監」を「地球環境・エネルギー政策監」に改め，「情報政策監」の右に「，観光政策監」を加える。

別表第 2 給与安全衛生課長の項中「給与安全衛生課長」を「給与課長」に改める。

別表第 2 スポーツ企画課長の項の次に次の 1 項を加える。

産業観光局長	(1) 鳥獣被害対策実施隊員の指名に関する事。
--------	-------------------------

別表第 2 産業振興室長の項中「産業振興室長」を「新産業振興室長」に改める。

別表第 2 農業振興整備課長の項第 2 号中「で，電柱，水道管，ガス管等に係るもの」を削る。

別表第 2 保健福祉局介護・医療担当局長の項を削る。

別表第 2 障害保健福祉推進室長の項第 1 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に改める。

別表第 2 在宅福祉課長の項を削る。

別表第2 社会参加推進課長の項に次の4号を加える。

- (2) 心身障害者扶養共済掛金の徴収に関すること。
- (3) 心身障害者扶養共済掛金の減免及び納入の猶予に関すること。
- (4) 心身障害者扶養共済の年金，弔慰金，脱退一時金及び脱退金の支給に関すること。
- (5) 独立行政法人福祉医療機構に対する心身障害者扶養共済事業に係る保険料の支出決定に関すること。

別表第2 生活福祉部長の項第9号中「住宅手当緊急特別措置事業による住宅手当」を「住宅支援給付事業による給付金」に改める。

別表第2 児童家庭課長の項の次に次の1項を加える。

保健福祉局 保健医療・介 護担当局長	(1) 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会との審査及び支払の委託契約に関すること。
--------------------------	---

別表第2 保健福祉局保健衛生担当局長の項を削る。

別表第2 保健衛生推進室長の項第4号を同項第6号とし，同項第3号中「看護短期大学修学資金及び」を削り，同号を同項第4号とし，同号の次に次の1号を加える。

- (5) 旧京都市立看護短期大学修学資金貸与規則による修学資金の返還及びこれに係る債務の免除に関すること。

別表第2 保健衛生推進室長の項第2号を同項第3号とし，同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 障害者総合支援法による扶助費の支出決定に関すること。

別表第2 生活衛生課長の項第3号中「京都市共葬墓地条例」を「京都市市営墓地条例」に改める。

別表第2 建設局土木技術担当局長の項中「建設局土木技術担当局長」を「建設局防災・減災担当局長」に改める。

#### 附 則

この訓令は，平成25年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)